

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県の最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定することとされている。

福島県最低賃金は、県内の中小・零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は、全国順位で31位と低位となっている。

このことは本県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に見合ったものとはいえ、貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

### 記

1. 福島県労働賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。
2. 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行ない発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年6月29日

福島県伊達市議会議長 吉 田 一 政

内閣総理大臣	菅 直人 様
厚生労働大臣	細川 律夫 様
福島労働局長	絹谷 國雄 様